

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜に当り、
その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 昭和四十七年十一月鳥取県告示第九百五十六号の一部改正
基本測量の実施を終わつた旨の通知
地方労働委員会労働者及び使用者委員候補者推薦要領

告 示

鳥取県告示第九百十四号

昭和四十七年十一月鳥取県告示第九百五十六号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十八年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「香川県香川郡塩江町

「香川県大川郡

香川県大川郡

香川県木田郡

山口県豊浦郡豊田町

岡山県笠岡市

に改める。

岡山県笠岡市

岡山県真庭郡落合町

岡山県真庭郡落合町

岡山県倉敷市

鳥取県告示第九百十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類

基本測量

二 作業地域

八頭郡郡家町

三 終了年月日

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県告示第九百十六号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第二十四期鳥取県地方労働委員会労働者及び使用者委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

昭和四十八年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二十四期鳥取県地方労働委員会労働者及び使用者委員候補者推薦要領

一 推薦する者の資格

(一) 労働者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。

(二) 使用者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目的とし、又は業務の主要な部分としている使用者団体であること。

二 推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、ともに労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。

三 推薦手続

(一) 労働組合又は使用者団体は、推薦書（様式①）を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由して知事に提出すること。

(二) 労働組合は、労働組合資格審査申請書（様式②）を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由して鳥取県地方労働委員会に提出すること。

四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合、順位を付すること。

五 推薦の期間

昭和四十八年二月十二日から昭和四十八年三月十日まで

様式①

推 薦 書

年 月 日

鳥取県知事 殿

所 在 地
労働組合又は使
用者団体の名称
代 表 者 名

①

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会の労働者（使用者）委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	生年月日	現住所	労働者の所属組合の名称及びその地位並びに使用者の所属名称及び事業場の名称とその地位	労働者の所属組合の名称及びその地位	経 歴	備 考

(注) 「経歴欄」には、年月日順に学歴、職歴、組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

様式(2)

労働組合資格審査申請書

年 月 日

鳥取県地方労働委員会

会長 殿

所 在 地

労働組合名

代 表 者 名

㊦

鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者の推薦手続に参加したいので、労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査してくださるよう下記の書類を添えて申請します。

記

1 労働組合の規約

2 労働協約

3 その他資格の立証に必要な資料

(1) 役員名簿

(2) 経理状況

(3) 従業員数及び組合員数 (男女別)

(4) 組合事務所の借上状況

(5) 福利厚生への援助を受けている状況

(資格を立証するため、地方労働委員会に手続中のものは、その旨付記すること。)